

○探偵業者等に対する不利益処分取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 5 月 30 日岡生企第 455 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号 令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号 令和 5 年 10 月 31 日岡生企第 609 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり探偵業者等に対する不利益処分取扱要領を定め、平成 19 年 6 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

探偵業者等に対する不利益処分取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。)に基づく探偵業者等に対する不利益処分の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 準用

法に基づく探偵業者等に対する不利益処分は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)及び探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について(通達)(平成 19 年 5 月 30 日岡生企第 456 号例規。以下「事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 定義

この要領における不利益処分とは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 法第 14 条の規定に基づき指示をすることをいう。
- (2) 営業停止命令 法第 15 条第 1 項の規定に基づき営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 営業廃止命令 法第 15 条第 2 項の規定に基づき営業の廃止を命ずることをいう。

第 4 弁明の機会の付与

事務取扱要領第 8 の規定により行政処分を上申した警察署長(以下「署長」という。)は、公安委員会から弁明通知書の送付を受けたときは、処分対象者に交付しなければならない。この場合において、処分対象者が口頭により弁明をしたときは、弁明調書を作成しなければならない。

第 5 不利益処分の決定の通知

- 1 署長は、公安委員会から送付を受けた指示書(様式第1号)、営業停止命令書(様式第2号)又は営業廃止命令書(様式第3号)を被処分者に交付するものとする。この場合において、被処分者から当該処分通知書に係る受領書(様式第4号)を徴するものとする。
- 2 生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、公安委員会が不利益処分の決定をしたときは、行政処分結果通知書(様式第5号)を作成し、当該被処分者に係る探偵業開始の届出を受けている署長に通知するものとする。

第6 処分結果の記録

生活安全企画課長及び署長は、行政処分台帳(様式第6号)を備え付け、行政処分の状況を明らかにしておかなければならない。

第7 身分証明書

法第13条に規定する立入検査を実施する際は、身分証明書(様式第7号)を携帯し、提示しなければならない。

第8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

| 文書名 | 保存所属 | 保存期間 |
|-----------------------------------|--------------|------|
| 指示書の写し | 生活安全企画課 | 5年 |
| 営業停止命令書の写し | 生活安全企画課 | 10年 |
| 営業廃止命令書の写し | 生活安全企画課 | 10年 |
| 受領書(指示書に係るもの) | 生活安全企画課 | 5年 |
| 受領書(営業停止命令書又は営業廃止命令書に係るもの) | 生活安全企画課 | 10年 |
| 行政処分結果通知書(指示に係るもの) | 警察署 | 5年 |
| 行政処分結果通知書(営業停止命令又は営業廃止命令に係るもの) | 警察署 | 10年 |
| 行政処分結果通知書(指示に係るもの)の写し | 生活安全企画課 | 5年 |
| 行政処分結果通知書(営業停止命令又は営業廃止命令に係るもの)の写し | 生活安全企画課 | 10年 |
| 行政処分台帳 | 生活安全企画課及び警察署 | 長期 |